

○ 愛知県都市職員共済組合の役員等の旅費に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第4号)

改正 平成26年2月20日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号）第25条及び第30条の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）の議員及び愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の役員（以下「役員等」という。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が組合会その他の会議に出席するため旅行したとき、又は組合会若しくは組合の職務のため旅行したときは、当該役員等に旅費を支給する。

(旅費の計算等)

第3条 旅費の計算、請求等については、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第11号。以下「職員旅費規則」という。）の例による。

(旅費の額)

第4条 第2条の規定により支給する内国旅行（職員旅費規則第2条第1項第1号に規定する内国旅行をいう。）の旅費の額は、別表に定めるもののほか、職員旅費規則の規定を適用する。この場合において、職員旅費規則第14条第2項各号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を利用するものによる旅行を業務上特に必要があると理事長が認めた場合には、同条第1項第3号に規定する座席指定料金を代えて特別車両料金を支給する。

2 第2条の規定により支給する外国旅行（職員旅費規則第2条第1項第2号に規定する外国旅行をいう。）の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて理事長が定める。

(規程への委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 愛知県都市職員共済組合の議員及び役員の旅費に関する規則（昭和37年愛知県都市職員共済組合規則第2号）は、廃止する。
- 3 この規則の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月20日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

愛知県都市職員共済組合の役員等の旅費に関する規則

別表（第4条関係）

旅行雑費 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
1,800円	13,100円	2,600円

（平26規則1・一部改正）